（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。」の下に「及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。）」を加え、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第五十六条第三号中「育児休業をした隊員」の下に「、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官」を加える。

第百七条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百八条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第百二十条の十五第三項中「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に改める。

第百二十七条中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第百五十条第二項及び第百六十条中「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百六十一条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第七号」を「第三条第九号」に改める。

第三条第一項及び第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第十二条第六項」を「第十三条第六項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第五条第二項中「法第三条第三号チ」を「国際連合平和維持活動として実施される法第三条第五号リ」に改める。

第八条第一項中「第二十二条」を「第二十三条」に、「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第二項中「のけん銃」を「の拳銃」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　ニューナンブM六〇回転式拳銃

二　九ミリ自動式拳銃

第十条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

第十一条中「別表第二第三号」を「別表第三第三号」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律に基づく政令の準用）

第十一条　法第二十八条の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第三条　南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三条第三号タに掲げる業務及び次条第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する調整並びに同条第四号及び第五号」を「第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに次条第五号（調整に係るものに限る。）、第六号及び第七号」に改め、同条第二号中「次条第六号に掲げる業務」を「法第三条第五号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理」に改め、同条第三号中「第三条第三号ワ、カ及びタに掲げる業務並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整」を「第三条第五号ネに掲げる業務（同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）並びに次条第四号及び第五号に掲げる業務」に改め、同条第四号中「第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」に改める。

第二条中「第三条第三号レ」を「第三条第五号ナ」に、「同号カ」を「同号レ」に、「同条第三号レ」を「同条第五号ナ」に、「同号タ」を「同号ツ」に、「から第六号まで」を「及び第三号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第四号から第七号まで」に改める。

第二条第四号から第六号までを次のように改める。

四　国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第一号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

五　国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第二号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

六　国際連合平和維持活動を統括する組織において行う物資の調達の実施に必要な調整

第二条に次の一号を加える。

七　国際連合平和維持活動を統括する組織において行う飲食物の調製の実施に必要な調整

第三条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

別表の二の項㈢中「第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」に改める。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第四条　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令

本則中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）」に改める。